

にしがた



 ▲妻入りの家並み〈出雲崎町〉

Contents

- 算定基礎届は正しく届出しましょう
- 協会けんぽからのお知らせです
- 海の家「割引券」をご利用ください

電話による年金相談は「ねんきんダイヤル」をご利用ください

ねんきんダイヤル イイロウゴ 0570-05-1165

日本年金機構ホームページ<http://www.nenkin.go.jp/> 協会けんぽホームページ<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>
財団法人 新潟県社会保険協会 ホームページ <http://www.niigata-inet.or.jp/nshkyoukai/>

【職場内で回覧しましょう】

算定基礎届は正しく届出しましょう

被保険者が実際に受ける報酬と標準報酬月額との間に大きな差が生じないように、全ての被保険者の標準報酬月額について毎年1回決まった時期に見直しを行い、実態にあった標準報酬月額の決定をします。これを定時決定と言い、この届出を算定基礎届と言います。算定基礎届は4・5・6月に実際に支払われた給与に基づき作成して、7月にご提出いただきます。

定時決定(算定基礎届)の基礎となる月と決定対象月

新しい標準報酬月額(9月から翌年8月または随時改定まで使用)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	……	8月	9月
----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	----	----	----

4・5・6月に支払われた報酬を届書に記入

7月1日～10日[平成23年は、7月11日(月)]までに
日本年金機構新潟事務センターへ郵送により提出※

※「総合調査」等のご案内が届いた事業所は、指定された日時・場所へ提出

届出の対象

対象は、7月1日現在の全被保険者です。ただし、6月1日以降に被保険者となった人は除かれます。

届出の内容

4月・5月・6月に実際に支払われた報酬(税金等を控除する前の総支給額)、支払基礎日数および報酬の平均月額等です。その平均月額により標準報酬月額(等級)が決定されることとなります。なお、支払基礎日数が17日未満の月は、平均月額の計算から除くこととなります。

報酬とは

金銭・現物を問わず、事業主が労務の対象として支給するすべてのものです。現物で支給されるものについては、標準価額等によって金銭に換算して計算します。

報酬になるもの(例)	
金 銭	現 物
基本給、諸手当(残業手当、通勤手当、住宅手当、家族手当、役付手当、日・宿直手当、皆勤手当、精勤手当等)賞与等(年4回以上のもの)	食券、食事、社宅、寮、衣服(勤務服でないもの)、自社製品、通勤定期券(月額相当分金額)等

新潟県の現物給与の標準価額

平成16年4月1日適用(単位:円)

食				事				住宅	その他
1日当たり				1か月当たり				畳1畳 1か月 1,300	時価
朝	昼	夕	三食	朝	昼	夕	三食		
140	200	220	560	4,200	6,000	6,600	16,800		

※食事の標準価額の3分の2以上を本人から徴収する場合は報酬に算入しません。

支払基礎日数とは

報酬の計算の基礎となる日数のことをいいます。

日給者の場合は出勤日数となり、月給者の場合は出勤日数に関わらず暦の日数となります。

ただし、月給者でも欠勤日数分だけ報酬が差し引かれる場合は、就業規則等により会社で定められた日数から欠勤日数を差し引いた日数が支払基礎日数となります。

届書記入上の注意事項

- パート等の短時間労働者は必ず、備考欄に「パート」と記入してください。
- 4～6月の間に一時帰休による休業手当などが支給された月があるときは備考欄に「○月休業手当支給」と記入いただくとともに、9月1日時点の一時帰休の解消見込みについても「9月1日解消予定」または「9月1日休業予定」と記入してください。
- 7月改定の月額変更届提出済者の算定基礎届については、備考欄に「7月月変提出済」と記載してください。

届出の際にチェックしてください

- 算定基礎届の提出の際には、算定基礎届総括表および総括表附表も同時に提出してください。

社会保険事務所調査に対するご協力をお願いについて

算定基礎届の提出にあたり、管轄年金事務所より別途「総合調査」等実施のご案内をさせていただく場合がございます。案内が届きましたら、「算定基礎届」についてはご案内の調査日時に必要な関係帳簿等とともにご持参いただきますようお願い致します。調査についてご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

届出の際のお願い

※ご不明な点がございましたら、年金事務所へお問い合わせください。

平成23年
4月1日から

定時決定における保険者算定の 基準が追加されました

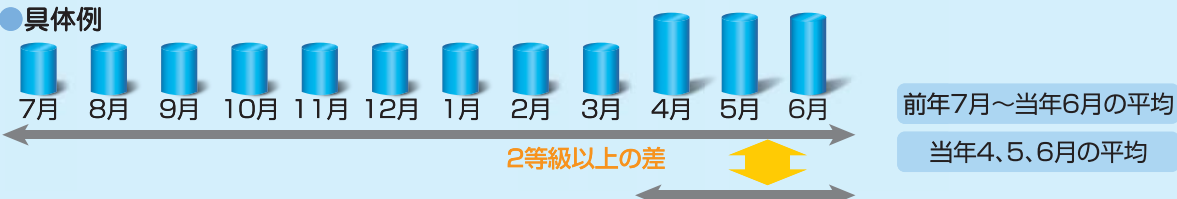
一般的な算定方法では標準報酬月額を算定できない場合や、算定結果が著しく不当となる場合、算定の特例として、標準報酬月額を保険者が決定します。これを保険者算定と言います。

この保険者算定が適用される基準が平成23年4月1日から追加になりました。

●追加された基準

「当年の4、5、6月の3か月間に受けた報酬の月平均額から算出した標準報酬月額」と、「前年の7月から当年の6月までの間に受けた報酬の月平均額から算出した標準報酬月額」の間に2等級以上の差を生じた場合であって、当該差が業務の性質上例年発生することが見込まれる場合。（いずれも支払基礎日数が17日未満の月を除く。）

●具体例



※このように比較し2等級以上の差があり、これが例年見込まれる場合は、前年7月から当年6月の給与（年3回以下の賞与は含みません。）の平均額により標準報酬月額を算定します。

●上記に当てはまる場合の届出方法

事業主からの申立が必要になりますので、算定基礎届の備考欄に『年間平均』と記載いただき、次の資料を添付してください。（各様式については、お近くの年金事務所に確認してください。）

- ・業務の性質上例年見込まれるものである理由を記載した申立書
- ・被保険者の同意書
- ・当年4、5、6月の報酬額等と前年7月から当年6月の報酬額等を比較した書類

月額変更届は忘れずに

被保険者の報酬が昇給や降給などにより大幅に変わったときは、次の3つの条件にすべて該当する場合に標準報酬月額の改定（随時改定）が行われます。（標準報酬月額の改定月は固定的賃金変動月から4か月目になります。）該当する被保険者については「月額変更届」の提出が必要になります。

1 固定的賃金に変動があったとき

固定的賃金とは・・・
支給額や支給率が決まっているものを言います。

固定的賃金の例

月給、週給、日給、役付手当、家族手当、通勤手当、住宅手当、基礎単価等

非固定的賃金の例

残業手当、能率給、日・宿直手当、皆勤手当等

2 変動月から引き続き3か月間、各月の支払基礎日数がすべて17日以上あるとき

3 変動月から引き続き3か月間に支払われた報酬（残業手当等の非固定的賃金も含めた総支給額）の平均月額による標準報酬月額と、従前の標準報酬月額との間に2等級以上の差が生じたとき

新しい標準報酬月額は、改定が6月以前に行われた場合はその年の8月まで、7月以降に行われた場合は翌年の8月まで使われることとなります。

添付書類について

改定月の初日(1日)から起算して60日以上遅延した届出の場合または、5等級以上の降給があった場合には、下記の添付書類が必要です。

- 賃金台帳(固定的賃金の変動があった月の前月から改定月の前月まで)のコピー
 - 出勤簿(固定的賃金の変動があった月から改定月の前月まで)のコピー
- ※なお、被保険者が役員の場合は、取締役会議事録のコピーも必要となります。

※ご不明な点がございましたら、年金事務所へお問い合わせください。

協会けんぽからのお知らせです

協会けんぽ出張窓口の閉鎖及び受付時間の短縮について

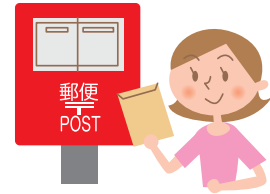
六日町年金事務所内の出張窓口は、平成23年6月30日をもって閉鎖します。また、柏崎年金事務所内の出張窓口は、平成23年7月1日より受付開始時間を9時30分からに変更いたします。

日頃窓口をご利用いただいている皆様には大変ご不便をおかけいたしますが、何とぞご理解の程よろしくお願いいたします。

なお、協会けんぽにご提出いただく全ての書類は郵送が可能ですので、便利でお手軽な郵送によるお手続きを是非ご利用ください。

※申請書等の各種様式は、以下の方法により入手できます。

- ①協会けんぽのホームページからダウンロード
- ②お電話によるご依頼によりご自宅等に郵送



療養費の申請について～弾性着衣等を購入したとき～

健康保険では、医療機関の窓口で保険証を提示することで保険診療を受けられることになっていますが、やむを得ない事情で保険証を提示できず、自費で支払った場合や、医師が治療上必要と認め、コルセットやサポーター等の治療用装具や治療用眼鏡を作ったときに、申請により「療養費」として支給されます。

今回は、弾性着衣（ストッキング、グローブなど）等を購入したときの申請についてご説明します。

支給対象

リンパ節郭清術を伴う悪性腫瘍の術後に発生する四肢のリンパ浮腫の治療のために、医師の指示に基づき購入する以下の弾性着衣等が支給対象となります。

- (1) 弾性ストッキング (2) 弾性スリーブ (3) 弾性グローブ (4) 弾性包帯

なお、支給対象となる疾病は以下の6種類です。

※「(4) 弾性包帯」は、医師の判断により弾性着衣を使用できないと認められた場合に限り支給対象となります。

- ①悪性黒色腫 ②乳腺をはじめとする腋窩部のリンパ節郭清を伴う悪性腫瘍 ③子宮悪性腫瘍 ④子宮附属器悪性腫瘍
- ⑤前立腺悪性腫瘍 ⑥膀胱をはじめとする泌尿器系の骨盤内のリンパ節郭清を伴う悪性腫瘍

支給限度数と更新

一度に購入したもののうち、支給対象となる弾性着衣等は、洗い替えを考慮して装着部位毎に2着までとなります。

また、前回購入後6ヶ月経過後に再度購入したものについては、再度支給対象となります。

申請するには

療養費支給申請書に必要な事項を記入して、以下の書類を添付のうえ申請してください。

- 弾性着衣等装着指示書
- 弾性着衣等の名称・種類・内訳別費用が記載された領収書

支給金額

下表の額を上限として、実際支払った金額の7割（義務教育就学前の乳幼児は8割、70歳から74歳までの高齢受給者で一般所得者または低所得者は9割）が支給されます。

上限額	弾性ストッキング	28,000円 (片足用の場合 25,000円)
	弾性スリーブ	16,000円
	弾性グローブ	15,000円
	弾性包帯	上肢 7,000円 下肢 14,000円

療養費の申請をいただいても支給対象外の場合（上記①～⑥の疾病に該当しない場合や限度数を越えたもの等）は不支給となります。

ただし、不支給決定について不服がある場合は、社会保険審査官に対し審査請求を行うことができます。

上記にかかるお問い合わせは

【業務グループ】 TEL.025-242-0262



全国健康保険協会 新潟支部

協会けんぽ

〒950-8613 新潟市中央区弁天3-2-3 ニッセイ新潟駅前ビル3階 TEL.025-242-0260 (代表)

協会けんぽ 新潟

検索

社会保険事務講習会開催のご案内

参加料無料

新しく社会保険事務担当することになった方等を対象として、社会保険制度の基礎知識を知っていただくため、次の日程で社会保険事務講習会を開催します。

多数の参加をお待ちしています。

特典 講習会参加の皆様には、「平成23年度版社会保険の事務手続」を差し上げます。

開催日	開催時間	会場	所在地	定員
7月 4日(月)	午後1時30分 ～午後4時	上越市市民プラザ	上越市土橋1914-3	50名
7月 7日(木)		クロスバルにいがた	新潟市中央区礎町3ノ町2086	48名
7月11日(月)		ワークプラザ柏崎	柏崎市田塚3-11-50	30名
7月13日(水)		新発田市生涯学習センター	新発田市中央町5-8-47	48名
7月15日(金)		サンライズ南魚沼	南魚沼市坂戸399-1	18名
7月19日(火)		三条・燕地域リサーチコア	三条市須頃1-17	48名
7月28日(木)		ハイブ長岡	長岡市千秋3-315-11	70名

お申込み方法

事業所名・参加者名・参加会場を記入し、FAXにてお申し込みください。

財団法人 新潟県社会保険協会 ■ TEL.(025)240-5337 FAX.(025)290-3201

7月の年金相談のご案内

相談は予約制となります。予約なしの相談も可能ですが、予約の方を優先させていただきます。

会場	相談日	時間	会場	相談日	時間
五泉市福社会館	21(木)	10:00~15:00	糸魚川市役所	13(水)	10:00~15:00
阿賀町役場本庁	27(水)	10:00~15:00		27(水)	10:00~15:00
佐渡中央会館	20(水)	13:30~16:30	柿崎商工会	20(水)	10:00~15:00
両津地区公民館	21(木)	9:00~11:30	阿賀野市水原公民館	20(水)	9:30~12:30
小木町商工会	21(木)	8:50~11:00	村上市役所	13(水)	10:00~15:00
小出商工会	20(水)	10:00~15:00		27(水)	10:00~15:00
			十日町地域地場産業振興センター (クロス10)	14(木)	10:00~15:00
				28(木)	10:00~15:00

予約可能な時間は各会場とも開始時間から、終了時間の30分前までとなります。
(佐渡中央会館のみ終了時間の20分前までです。)

- 年金の相談・照会等には、年金手帳（基礎年金番号通知書）・年金証書等を持参してください。
- 予約による相談を希望する方は、出張相談所を主催する年金事務所へ事前に電話予約をしてください。

※上記の年金相談でご不明な点がありましたら、年金事務所へお問い合わせください。

社会保険協会では、社会保険労務士による社会保険相談所を開設しています

- 五泉商工会議所[五泉市郷屋川1-2-9]……………毎月第2火曜日(10:00~15:00)
- 小千谷商工会議所[小千谷市本町2-1-5]……………毎月第2水曜日(10:00~15:00)
- 寺泊町商工会[長岡市寺泊坂井町9769-31]……………毎月第2水曜日(10:00~15:00)

※五泉商工会議所は予約制です。 予約連絡先 TEL.0250-43-5551

※協会の年金相談は年金記録・年金見込額の即日回答はできませんのでご了承願います。

支部からのお知らせ

新潟西支部

一 社会保険協会新潟西支部親睦ゴルフ大会のご案内 一

- 【開催日】**平成 23 年 7 月 24 日(日) **【会場】**新津カントリークラブ
【プレー料金】セルフ 10,200 円 キャディ付 13,140 円 **【参加費】**1,000 円
 (どちらもワンドリンク付、食事は別途)
【募集人数】40 名(定員になり次第締切ります。)

※お申込みは当協会ホームページ(<http://www.niigata-inet.or.jp/nshkyoukai/>)に掲載の申込書に記入し、FAX025-290-3201 まで返信願います。



海の家 開設

海を家の
「割引券」を
ご利用ください

今年も、被保険者や家族の方々の健康増進と仲間同士のレクリエーションなどに大いにご利用ください。

- ◆ 利用施設 …… 契約「海の家」全て共通です。
- ◆ 割引金額 …… 1枚300円割引です。各浜茶屋で差額を支払ってご利用ください。
- ◆ 利用券 …… 1枚につき1人のみ利用できます。

開設場所及び開設期間 各浜茶屋開設日～8月31日(水) 一部開設期間が異なる ところがあります

- 関屋浜海水浴場 (新潟)
・シーポイントニイガタ
・こがねや ・幸楽
- 藤塚浜海水浴場 (新発田)
・浜茶屋全店
- 番神海水浴場 (柏崎)
・ブルーマリン
・レッドアンカー
- 角田浜海水浴場 (巻)
・泉屋
- 瀬波温泉海水浴場 (村上)
・ニューハートピア新潟瀬波
- 谷浜海水浴場 (上越)
・清水屋 ・日本海
・きよし ・いそや
- 野積海水浴場 (寺泊)
・まつや
- 石地海水浴場 (柏崎)
・佐渡見茶屋
・ココ・バームスー等茶屋
・海の家日本海
・リゾートニューかもめ
- 間瀬海水浴場 (新潟)
・竹の家

● **申し込み先** …… (財)新潟県社会保険協会各支部(各地区事務センター)

上越地区事務センター

管轄支部 上越支部・柏崎支部
住 所 〒943-0837
上越市南城町1-5-9
電 話 025-527-4880

中越地区事務センター

管轄支部 長岡支部・六日町支部
住 所 〒940-0061
長岡市内町3-甲893-36丸山ビル601
電 話 0258-31-8090

下越地区事務センター

管轄支部 新潟東支部・新潟西支部・三条支部・新発田支部
住 所 〒950-0087
新潟市中央区東大通1-2-25北越第一ビルディング6F
電 話 025-290-3200

● **申し込み方法** …… 郵送により、切手を貼付した返信用封筒を同封のうえ、お申し込みください。

コピーしてご利用ください

「海の家」割引利用券申込書

該当する支部名を○で囲んでください。	申込希望枚数
新潟東・新潟西・三 条・新発田・長 岡・六日町・上 越・柏 崎	枚
上記のとおり申し込みます。平成23年 月 日	
事業所住所	事業所名称
新潟県社会保険協会 様	